

大阪市告示第1018号

大阪市区役所附設会館条例（昭和40年大阪市条例第50号。以下「条例」という。）
第16条の規定により、指定管理者の指定の申請について、次のとおり公告する。

令和7年7月24日

大阪市長 横山英幸

1 担当

〒536-8510

大阪市城東区中央3-5-45

大阪市城東区役所市民協働課 3階35番窓口

電話 06-6930-9734

2 業務の概要

(1) 施設の名称及び所在地

大阪市立城東区民センター

大阪市城東区中央3-5-45

(2) 業務の範囲

ア 地域のコミュニティ振興に寄与する事業

イ 施設の管理・運営に関する業務

ウ 建物及び附属設備の維持保全業務

エ 施設貸館運営及び利用料金等の収入・還付に関する業務

オ その他の業務

(3) 管理の基準

ア 休館日

12月29日から翌年1月3日まで

イ 供用時間 午前9時30分から午後9時30分まで

ウ 休館日及び供用時間の変更

設備の補修、点検若しくは整備、天災その他やむをえない事由があるとき又は区役所附設会館（以下「会館」という。）の効用を発揮するため必要があるときは、あらかじめ市長の承認を得て、休館日を変更し、又は臨時の休館日を定め、若しくは供用時間を変更することができる。

(4) 指定を行おうとする期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

3 申請資格

指定申請書提出時点において、次の各号に定める資格をすべて満たす法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。個人での申請はできない。

(1) 申請法人等に関する条件

- ア 条例第18条の規定に該当していないこと。
- イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当していないこと。
- ウ 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく参加停止措置を受けていないこと。
- エ 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱及び大阪市指定管理者制度暴力団排除要領に基づく入札等除外措置等を受けていないこと。
- オ 指定申請団体の役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は大阪市暴力団排除条例（平成23年大阪市条例第10号）第2条第3号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に該当していないこと。
- カ 経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと（会社更生法に基づく更生手続き開始の決定、又は民事再生法に基づく再生手続き開始の決定を受けたものを除く）。
- キ 指定申請の日の属する事業年度の前3事業年度における、法人税、本店所在地の市町村民税（東京都の場合は都民税）、消費税及び地方消費税を完納

し滞納していないこと。

(2) 連合体に関する要件

- ア 連合体は2以上の法人等で自主結成すること。
- イ 連合体の名称を設定し、必ず代表となる法人等（以下「代表法人等」という。）を選定し、代表法人等が諸手続きを行うこと。この場合において、他の法人等は、当該連合体の構成団体として扱うこと。
- ウ 連合体の構成団体（代表法人等を含む。）間における役割分担及び責任の割合等を明らかにすること。また、代表法人等については、業務遂行にあたり、大阪市との調整窓口として責任を持つこと。
- エ 連合体として上記（1）の要件を満たすこと。
- オ 申請書類提出後、代表法人等及び構成団体の変更は原則として認めない。

(3) 連合体の構成団体（代表法人等を含む。）に関する要件

- ア 上記（1）の要件を満たすこと。
- イ 本件募集に関して各構成団体は2以上の連合体の構成団体となることができない。また、連合体の構成団体になっている場合は、単独での申請はできない。

4 手続等

指定管理者指定申請書を提出したもののの中から、条例第19条の規定により最も適当であると認められる内容の指定申請をした法人等を、指定管理者の指定を受けべきもの（以下「指定管理予定者」という。）として選定し、仮協定を締結し、市会の議決があった後、指定管理者として指定する。

(1) 募集要項の配布場所

上記1に同じ

(2) 募集要項の配布期間及び方法

令和7年7月25日（金）から令和7年9月4日（木）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時30分まで、上記1に掲げる担

当において配布する。

※募集要項及び添付資料については、大阪市ホームページからダウンロードすることができる。

(3) 現地見学会

参加は任意とする。

日時 令和7年8月5日(火)から令和7年8月12日(火)までの土曜日、日曜日及び祝日を除くいずれか1日

※開始時間等は参加申込受付後、別途通知する。

場所 大阪市立城東区民センター

住所 大阪市城東区中央3-5-45

参加申込 令和7年7月31日(木)午後5時までに城東区役所市民協働課あて持参又はE-mail(送信先:tq0002@city.osaka.lg.jp)あてに申し込むこと。

(4) 指定管理者指定申請書の提出方法及び受付期間

ア 提出方法

指定管理者の指定を受けようとするものは、指定管理者指定申請書を必ず持参すること。送付、FAX、電子メールによる提出は受け付けない。

イ 指定管理者指定申請書の提出場所

上記1に同じ

ウ 添付書類

- ① 指定管理者指定申請書
- ② 連合体結成にかかる協定書又はこれに相当する書類
- ③ 指定申請にかかる誓約書
- ④ 法人等の概要
- ⑤ 役員の名簿

- ⑥ 役員の履歴書
- ⑦ 類似する施設等の運営実績
- ⑧ 定款・寄付行為
- ⑨ 法人の登記事項証明書
- ⑩ 貸借対照表及び損益計算書等財務諸表
- ⑪ 事業報告書
- ⑫ 法人等の事業計画書
- ⑬ 法人等の収支計画書
- ⑭ 法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書
- ⑮ 大阪市の法人市民税の納税証明書
- ⑯ 会館の管理に関する事業計画書、自主事業に関する事業計画書
- ⑰ 会館の管理に関する収支計画書、収支計画積算明細、経費縮減策
- ⑱ 応募団体の取組について
- ⑲ 障がい者雇用状況報告書の写し
- ⑳ 障がい者雇入れ計画書
- ㉑ 選定結果通知用封筒一式

エ 受付期間

令和7年8月29日（金）から令和7年9月4日（木）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時30分まで

5 申請上の注意事項

- (1) 申請者は、申請書類の提出をもって、募集要項の記載事項を承諾したものとみなす。
- (2) 申請書類の提出は、1法人等又は1連合体につき1案限りとする。
- (3) 原則として、提出した資料の修正は認めない。ただし、大阪市が補正等を求めた場合についてはこの限りではない。
- (4) 申請に要する経費については、申請者の負担とする。

- (5) 申請書類の著作権は、申請者に帰属する。ただし、選定結果の公表等、大阪
市が必要と認める場合は、申請書類の内容を無償で使用できるものとする。
- (6) 指定管理者決定後の協定書は、申請書類の法人等名称により、印鑑証明書を
添付のうえ、締結する。
- (7) 申請書類は、大阪市情報公開条例に定めるところにより、公開される場合が
ある。
- (8) 指定管理者となった団体の事業計画書については、市民情報プラザに備え付
け、一般の閲覧に供する。
- (9) 大阪市に提出された申請書類は理由の如何に関わらず、原則として返却しな
い。

6 その他

- (1) 指定手続きにおいて使用する言語 日本語
- (2) 詳細は募集要項による。

(城東区役所市民協働課)